

# 四條畷市社会福祉協議会嘱託職員（障害者総合支援法に基づくサービス提供責任者）募集要綱

令和4年9月

1. 職種	採用予定人数	受験資格
サービス提供責任者	1名	・昭和46年4月2日以降に生まれた方 ・介護福祉士、実務者研修修了者、旧介護職員基礎研修修了者、旧1級過程修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修過程修了者かつ普通自動車運転免許（AT限定可）を持つ方。 ※他にも大阪府がサービス提供責任者として要件を満たす資格を所持する場合は受験できます

ただし、次のいずれかに該当する人は、受験できません。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む）
- (2) 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

## 2. 職務内容 (1) サービス提供責任者の業務

- ①訪問介護計画の作成
- ②利用申込みの調整
- ③利用者の状態変化、サービスへの意向の定期的な把握
- ④居宅介護支援事業者との連携（サービス担当者会議出席等）
- ⑤ヘルパーに対しての具体的援助方法の指示及び情報伝達
- ⑥ヘルパーの業務の実施状況の把握

⑦ヘルパーの業務管理

⑧ヘルパーに対する研修、技術指導等

(2) ヘルパー業務

(3) その他契約及び請求事務等

### 3. 勤務時間

午前8時45分～午後5時15分（土・日曜日・祝祭日及び年末年始は休みを基本としますが、時間外勤務が発生する場合があります。また、サービス提供責任者用携帯電話を所持して帰宅していただく日があります）

### 4. 勤務地 社会福祉協議会事務所

### 5. 雇用期間 令和4年12月1日から令和5年3月31日まで。

※採用時期については、採用試験合格者の方と合意した時期からとなります

※雇用期間満了後については、勤務成績を考慮し更新する場合があります。

### 6. 選考方法 書類審査及び面接

### 7. 報酬月額 164,700円から174,400円の間（経験により考慮があります）（通勤手当、期末手当、サービス提供責任者手当、超過勤務手当などを規程に基づき支給します。また別途処遇改善加算を年2回支給します）

※期末手当は、採用月により異なりますが、12月採用の場合、次年度は、報酬月額 $\times$ 2.6ヶ月分となります。採用年度は期末手当なしとなります。

※令和4年度の人事院勧告の影響で報酬月額が増額されることがあります

※サービス提供責任者経験が一定ある方が採用された場合、令和5年度の年収見込みは、290万円程度（通勤手当を除く）です。

### 8. 福利厚生

①有給休暇（採用月によって異なります）その他、夏季休暇、結婚休暇、介

護休暇などの特別休暇があります。

- ②健康保険、年金、雇用保険、労働災害保険完備です
- ③希望により職員共済会の加入ができます（自己負担額あり）
- ④年1回の健康診断があります

## 9. 応募方法

### (1) 提出書類

- ① 履歴書（写真貼付）
- ② 職務経歴書（書式自由）
- ③ 資格証明書（写）
- ④ 返信用定形封筒1通（長3封筒に返信用として84円切手を貼り、宛名を明記のこと）

※提出された書類は、今回実施する嘱託職員募集以外の目的には使用しません。また、書類一式は返却いたしませんので、ご了承ください。

- 10. 応募期間 令和4年9月16日から10月17日  
(定員に達した場合、応募期間内でも打ち切る場合があります)
- 11. 採用試験日 随時（採用希望者との日程調整で面接を行います）
- 12. 問い合わせ先 四條畷市社会福祉協議会  
〒575-0043 四條畷市北出町3番1号  
TEL 072-878-1210  
(土・日・祝日を除く、8:45~17:15 担当:橋本)